

法人所得課税をどう見直すか

ーポストコロナ時代の法人所得課税の在り方ー

調査部 上席主任研究員 蜂屋 勝弘

目 次

1. 将来予想される財政需要
 - (1) 新たに生じる主な財政需要
 - (2) 基礎的財政収支の黒字化と増加する社会保障費
 - (3) 必要財源をどう確保するか
2. 負担が軽減され続けてきた法人所得課税
 - (1) 法人税収の現状と推移
 - (2) コロナ危機前までは世界的な潮流だった法人税率の引き下げ
3. 法人減税の功罪
 - (1) 投資増加による経済活性化
 - (2) 企業貯蓄の増加
 - (3) 企業負担から個人・家計負担へのシフト
4. 法人所得課税を巡る環境の変化
 - (1) 新型コロナ禍を受けた財政悪化
 - (2) 2021年10月に136カ国で法人所得課税の適正化を合意
5. 現在のわが国の法人所得課税が抱える問題点と見直しの方向性
 - (1) 租税特別措置の整理・縮小
 - (2) 中小企業向け優遇措置の対象の見直し
 - (3) 繰越欠損金制度の見直し
 - (4) 地方法人課税の縮小
 - (5) 法人税を含む基幹税全体を幅広く見直す必要性

要 約

1. わが国では、増加する社会保障費の財源確保や、赤字が続く基礎的財政収支（PB）の黒字化、さらにはその結果としての巨額の政府債務残高を抱えるなかで、安定的な財政運営をいかに継続するかが、長年にわたる大きな課題となってきた。そうしたもとで、ここにきて①脱炭素の実現、②少子化対策・子ども政策、③安全保障の強化といった中長期的な新たな政策課題が浮上している。これらによる追加の財政需要は年12兆円程度とみられ、社会保障費やPB黒字化と合わせ、財政運営全体としての財源確保という課題からもはや目を逸らせることはできない状況になっている。
2. 財源として、脱炭素に向けたカーボン・プライシングの導入や、少子化対策を念頭に一段の消費税増税も選択肢として考えられなくはないが、いずれも負担の逆進性が懸念される。こうしたなか、世界的な法人税率の引き下げ競争に変化の兆しがみられ、わが国でも近年負担が軽減されてきた法人所得課税を、今後どうすべきかを改めて検討することが必要になっている。本稿では、今後の財源確保や国民負担における法人課税の在り方と、見直しの方向性について考察する。
3. 世界的な法人税率引き下げ競争のなか、わが国でも1990年代後半に法人税率が引き下げられたものの、その後も各国が法人税率を引き下げ続けたため、2000年代後半にわが国の法人実効税率は、G7やアジア周辺国に比べて相対的に上昇した。しかしながら、2010年代に入ってわが国も法人税率を一段と引き下げたことで、現在、その差は縮小している。
4. わが国を含む各国は、対内直接投資等を通じた自国経済の活性化を狙って、法人税率を引き下げ続けてきた。一方で、近年、企業貯蓄の増加を受け、法人課税軽減による経済活性化効果に対する懐疑的な見方もでている。また、国境をまたぐ移動が容易な法人所得への課税が軽くなる一方で、国境をまたぐ移動が容易でない個人の労働所得や消費への課税が重くなる傾向が指摘されている。
5. こうしたなか、①各国ともコロナ禍を受けて大きく悪化した財政を立て直す際の財源確保が必要になっているほか、②2021年10月に最低税率の導入など法人所得課税の適正化に関する国際的合意が実現したことから、法人税率の引き下げ競争に歯止めがかかることが期待されている。
6. 従前からの課題である財政再建や新たな財政需要のための財源の確保には、既存の歳出の見直しに加え、税負担の増加も視野に入れた国民負担全体の見直しは避けられない。国民負担の検討にあたっては、必要財源をどう賄うかを考えるなかで、経済主体間での負担の配分への目配りが不可欠である。基幹3税を中心に税制全体を幅広く見直すことが求められ、法人税も有力な財源の一つとして考慮することは避けられない。その一方で、現行のわが国の法人税制に様々な歪みが存在することを看過することはできない。法人税率引き上げの可能性を踏まえ、①租税特別措置の整理・縮小、②中小企業向け税制優遇措置の対象の選別基準の見直し、③繰越欠損金制度の見直し、④地方法人課税の縮小を併せて行い、企業間での税負担の不公平などの問題の是正に早急に取り組む必要がある。

1. 将来予想される財政需要

(1) 新たに生じる主な財政需要

わが国では、増加する社会保障給付費の財源確保や赤字が続く基礎的財政収支の黒字化、さらにはその結果としての巨額の政府債務残高を抱えるなかで安定的な財政運営をいかに継続するかが、長年にわたる大きな課題であり、解決に向けて、これまで消費税率の引き上げなどが行われてきた。しかしながら、社会保障給付費は今後も増加が続く見込みであり、基礎的財政収支については、新型コロナ禍を受けて、赤字幅が大きく拡大している。こうしたなか、足元では下記のように中長期的な三つの政策課題が新たに浮上ってきており、従前からの課題である基礎的財政収支の黒字化のための所要分に上乗せする形で財源の確保が求められている。

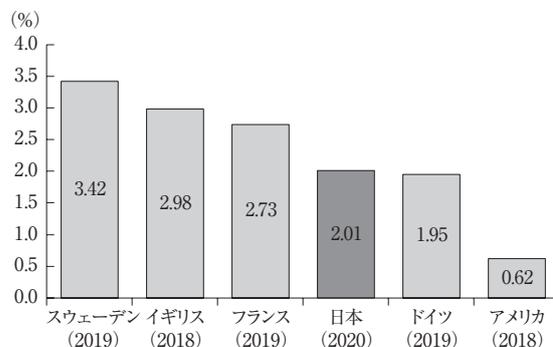
A. 脱炭素の実現

地球規模での脱炭素化に向けた国際協調が求められるなか、わが国では、菅政権時代の2020年に2050年までのカーボン・ニュートラルの実現を目指すことが宣言された。それには、エネルギー供給や生産活動、消費行動などにおける脱炭素化の加速が不可欠で、財政運営面や税制改革を通じて民間投資や消費者の行動変容を促す必要がある。脱炭素実現に必要な投資額は今後10年で約150兆円に上るとされ、必要な政府資金は20兆円と見積もられている（注1）。

B. 少子化対策・子ども政策

少子化対策・子ども政策の取り組み体制の強化に向けて、2023年4月に「子ども家庭庁」が新設される。これに併せて、政策の充実を図るために、関連予算の倍増を目指すことが表明されている（注2）。2020年時点のわが国の家族関係社会支出は、GDP比2.01%であり、アメリカの同0.62%よりは大きいものの、スウェーデン（同3.42%）、イギリス（同2.98%）、フランス（同2.73%）よりも小さく、ドイツ（同1.95%）とほぼ同程度である（図表1）。2022年度当初予算での少子化対策関連予算は6.1兆円であり（注3）、倍増する場合、同額の追加財源が必要になる。

（図表1）家族関係社会支出の国際比較（GDP比）



（資料）国立社会保障・人口問題研究所「令和2年度 社会保障費用統計」

（注）（ ）内は年。

C. 安全保障

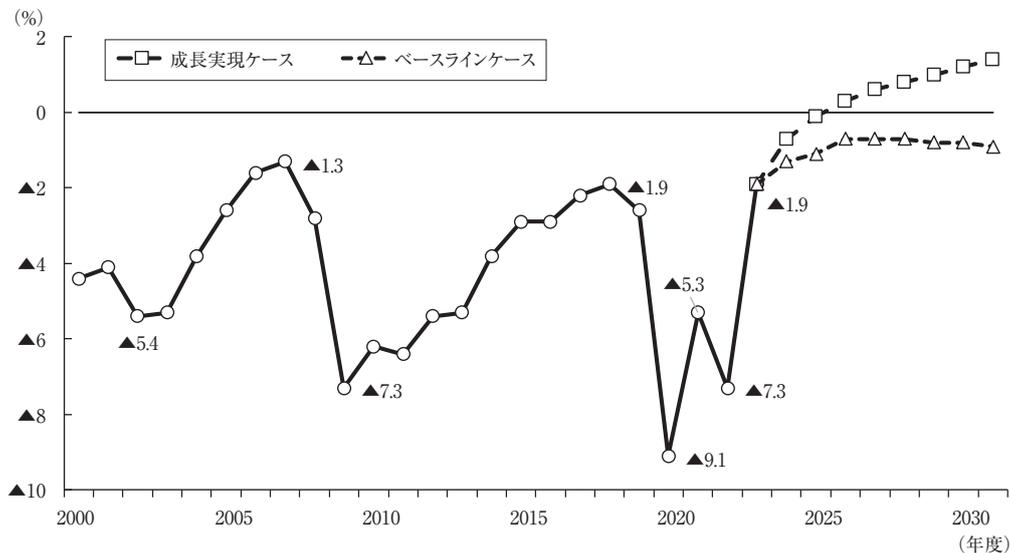
台湾情勢などを巡る米中の対立やロシアによるウクライナ侵攻を受け、わが国を取り巻く安全保障環境が大きく変化するなか、これに対応するために防衛力の強化が求められている。そのための財源について、「骨太の方針2022」（注4）では必要額の規模の目安として、国防予算を対GDP比2%以上とするとのNATO諸国の基準が示された。NATO基準は国防に加え海上警察や恩給などの経費も含むものであり、

仮に、わが国にこの基準を当てはめると、防衛関係費などが4兆円程度増加することになる。

(2) 基礎的財政収支の黒字化と増加する社会保障費

基礎的財政収支（国と地方）の赤字は、新型コロナ禍を受けて2020年度に名目GDP比▲9.1%に急拡大し、2022年度も同▲7.3%の大幅な赤字が見込まれている（図表2）。他方、社会保障費（注5、国と地方）とその財源と見なされている消費税収を比較すると（注6）、2022年度予算では、消費税収が社会保障費に対し20.6兆円（名目GDP比3.7%、注7）不足しており、足元の基礎的財政収支赤字の約半分が社会保障費に係る財源不足によるものといえる。

（図表2）国及び地方の基礎的財政収支の名目GDP比の推移



（資料）参議院予算委員会調査室「財政関係資料集」、内閣府「中長期の経済財政に関する試算（令和4年7月29日 経済財政諮問会議提出）」

（注）2020年度まで決算値。2021年度は決算概要、2022年度は補正予算に基づく。

将来の財政健全化の道筋を示す内閣府の推計をみると（注8）、足元の基礎的財政収支の赤字は、2023年度には経済活動が平時に戻るなどによって急速に縮小し、その後、潜在成長率が高まる「成長実現ケース」（2024～2031年度にかけて3%以上の名目GDP成長率が継続）では、2026年度に黒字に転換する姿となっている。この試算では、すでに想定されている将来の社会保障費の増加が織り込まれているため、今後、経済が順調に成長すれば、将来の社会保障費と基礎的財政収支の黒字化に必要な財源が得られることになる。もっとも、経済が順調に成長しない「ベースラインケース」（2024～2031年度にかけて、1%前後の名目GDP成長率が継続）では、基礎的財政収支は2026～2031年度にかけて4～6兆円程度の赤字幅が継続する見通しになっている。

いずれにせよ、この試算の前提をみると、先述のような中長期的な政策課題に対応するための歳出拡大分は反映されていない。そのため、新たな財政需要の財源は別途確保しなければならず、それが出来なければ、基礎的財政収支の黒字化を達成することはより困難になる。

(3) 必要財源をどう確保するか

先述の中長期的な政策課題で想定される追加財政需要は、合計で年12兆円程度とみられるが（注9）、仮に、今後のわが国経済が順調に成長せず税収が伸び悩む場合には、基礎的財政収支の赤字が残り、黒字化に向けた必要財源はさらに膨らむこととなる。内閣府の試算の「ベースラインケース」であれば、2030年度にかけて5兆円前後の基礎的財政収支の赤字幅にこの12兆円が加わることになる。そこで、こうした財源をどのように確保するかを考えてみよう。

A. 脱炭素の財源

まず、「脱炭素」にかかわる財源については、カーボン・プライシングの導入による調達が検討されている。カーボン・プライシングとは、地球温暖化ガスの排出量に応じた対価の支払いを消費者や生産者に求めるもので、政府が金額を定める「炭素税」と、政府が排出量を規制し、金額が市場で決まる「排出権取引」の二つの方法がある。2022年5月に開催された政府の『『クリーンエネルギー戦略』に関する有識者懇談会』や6月に閣議決定された「骨太の方針2022」をみると、今後必要となる政府資金20兆円を、まずは、「GX経済移行債（仮称）」の発行により先行して調達し、将来導入するカーボン・プライシングによる収入をその償還財源に充てる方針が示されている。

B. 脱炭素以外の財源

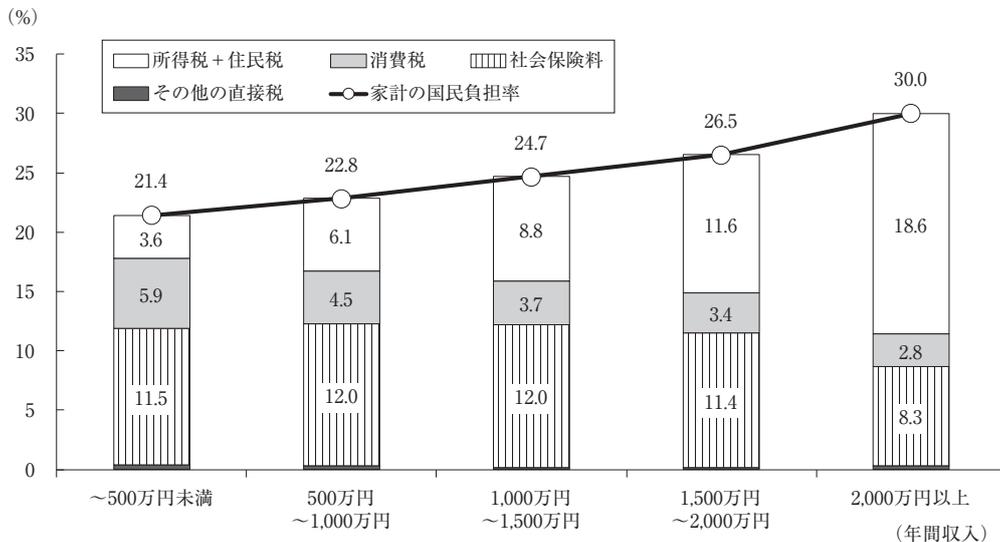
脱炭素以外の財源について、例えば、社会保障費に関しては、国民の間で「広く薄く負担する」との観点や、労働供給や企業活動へのマイナスの影響を相対的に軽微にとどめるとの観点から、これまで消費税の増税が行われ、その際、政治的な合意によって消費税の「社会保障目的税化」や「社会保障財源化」が図られてきた。こうした経緯を踏まえ、①足元の「社会保障4経費」の不足分（20.6兆円）、②2040年までの社会保障公費負担の自然増分（名目GDP比1.8%分、注10、約10兆円、注11）、③「少子化対策・子ども政策」関連予算の倍増分（6.1兆円）を賄うのに必要な額を消費税率に換算すると（注12）、12.7%程度のさらなる引き上げが必要なことになる。

C. 消費税増税とカーボン・プライシング導入で懸念される家計負担の逆進性の強まり

家計の年収別の国民負担率（税+社会保険料）をみると（図表3）、全体としては高所得層ほど負担率が高くなる累進的な負担構造になるなか、消費税については高所得層ほど負担率が低くなる逆進的な負担構造となっている。このため、仮に今後、消費税増税を行う場合には、消費税による逆進性が強まる、換言すれば低所得層の相対的な負担が重くなることで、家計における国民負担全体の累進度（所得の多い方が負担が重くなる度合い）が低下し、財政の重要な機能であるはずの「所得再分配機能」が低下することが懸念される。

加えて、カーボン・プライシングの導入による家計負担への影響を考察すると、「炭素税」が一次的に付加される対象は生産者（企業）になるとしても、製品価格への転嫁などを通じて、最終的には家計が負担する（家計に帰着する）ことになる。カーボン・プライシング導入を受けた価格の上昇は、生活必需品である光熱費で大きいとみられることから、消費税と同様に家計負担が逆進的になり、所得の低い層

(図表3) 家計の年間収入階級別の国民負担率 (2019年、二人以上世帯、勤労者世帯)



(資料) 総務省「全国家計構造調査」より日本総合研究所作成

(注1) 負担率計算の際の分母は「社会保障給付」を除く「実収入」。

(注2) 「消費税」は消費支出額に基づく推計値。「所得税+住民税」は「勤労所得税」と「個人住民税」の合計。

ほど、相対的な負担が重くなる可能性がある (注13)。

D. 重要となる国民負担の配分への配慮

近年、わが国においても非正規雇用の増加などを受けて低所得層が拡大しており、所得格差や資産格差の拡大や世代を超えた固定化の阻止が注力すべき政策課題として重視されてきている (注14)。こうしたなか、将来的に追加の税負担を国民に求めるにしても、経済的に余裕のある層により多くの負担を求めることが現実的とみられ、負担を引き上げる場合には、カーボン・プライシングの導入や消費税率の引き上げに偏ることなく、他の税目や社会保険料も並行して見直すことで、低所得層の負担が過度に重くなることのないよう国民負担の配分に十分配慮し、国民負担全体での一定の累進度を維持することが重要と考えられる。

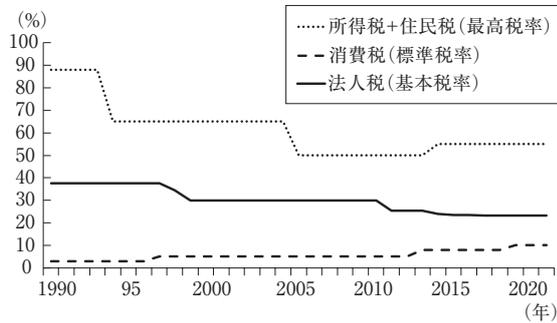
その際、フローの所得だけでなくストックの資産に着目することも必要である。例えば、社会全体として次世代を育てるとの観点から、相続・贈与税を増税し、「少子化対策・子育て政策」の財源に充てることで、社会全体として高齢世代の富裕層から若年世代の低所得層に再分配するといった工夫が考えられる。

E. 法人所得課税も有力な財源の候補

これまでのわが国では、社会保障費を中心に増加する経費を、主に消費税率の引き上げで確保してきた。また、所得税については、1990年代から2000年代にかけては、労働供給への悪影響や消費税増税に伴う景気の失速を回避するために減税されてきたものの、2010年代以降は、所得格差の拡大や消費税増税に伴う逆進性の強まりへの配慮から、高所得層の負担を引き上げている (図表4)。

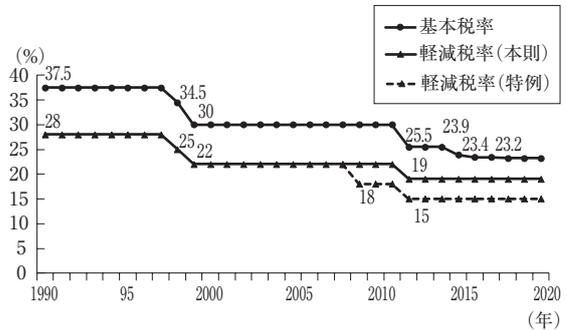
これに対し、法人税については、諸外国が法人税率を引き下げ続けるなか、わが国においても、競争力の維持・強化のために長年にわたって法人税率が引き下げられてきた (図表5)。しかしながら、足元

(図表4) 基幹3税の税率の推移



(資料) 財務省「個人所得課税の税率等の推移 (イメージ図)」、
「法人税率の推移」、「消費税に関する基本的な資料」

(図表5) 法人税率の推移



(資料) 財務省「法人税率の推移」

の諸外国では、法人の税負担の適正化・公平化や、新型コロナ禍で傷ついた自国の財政の立て直しが課題となるなか、これまでのように法人税率を引き下げ続けてきた動きに変化の兆しがみられる。そこで以下では、新たに必要となる財源や法人税率を巡る国際情勢の変化を踏まえ、今後の国民負担を考えるうえで法人所得課税の在り方と、法人所得課税に求められる見直しの方向性について考察する。

(注1) 内閣官房「『クリーンエネルギー戦略』に関する有識者懇談会」(2022年5月19日)でのメの総理大臣発言 (https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/clean_energy_kondan/dai2/gijiroku.pdf)。

(注2) 例えば、参議院内閣委員会(2022年6月14日)における総理大臣答弁。

(注3) 内閣府 [2022a]. 「令和4年版 少子化社会対策白書」2022年6月。

(注4) 内閣府 [2022b]. 「経済財政運営と改革の基本方針2022」2022年6月閣議決定。

(注5) 年金、医療、介護、子ども・子育て支援の社会保障4経費。

(注6) 財務省「消費税の使途(令和4年度予算)」。

(注7) 名目GDPを550兆円として計算。

(注8) 内閣府 [2022c]. 「中長期の経済財政に関する試算」(令和4年7月29日経済財政諮問会議提出)。

(注9) 今後10年で20兆円の政府資金が必要とされる脱炭素は1年当たり2兆円で計算。脱炭素2兆円+少子化対策+子ども政策6兆円+安全保障4兆円。

(注10) 内閣官房・内閣府・財務省・厚生労働省「2040年を見据えた社会保障の将来見通し(議論の素材)」(2018年5月21日)。社会保障給付費の増加抑制に向けた各種の政策を踏まえたケース(計画ベース)で、医療の単価の伸び率が抑制されたケース。経済成長率は、順調な経済成長を見込まない「ベースラインケース」。

(注11) 税収弾性値を1、名目GDPを550兆円として計算(550兆円×1.8%=9.9兆円)。

(注12) 消費税率1%当たり税収を2.9兆円として計算。

(注13) 拙稿 [2021]. 「カーボン・プライシングをどう導入するか—家計等への影響分析と導入に向けた課題」JRIレビュー 2021 Vol.9, No.93, 日本総合研究所, 2021年8月。

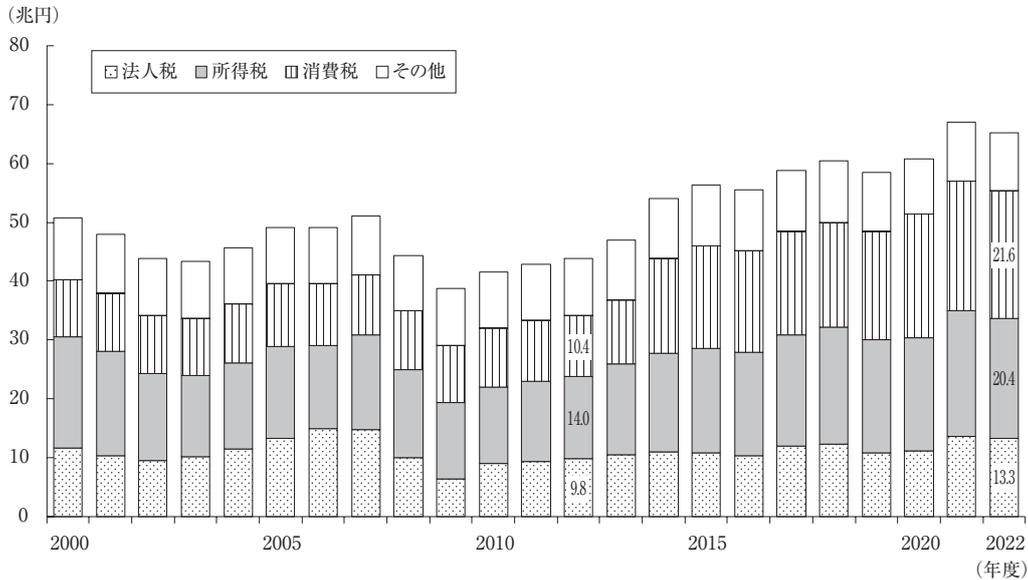
(注14) 例えば、2021年秋の自民党総裁選挙や新総裁就任時に、現在の岸田総理などの有力者が、金融所得課税の強化に言及したことは記憶に新しい。

2. 負担が軽減され続けてきた法人所得課税

(1) 法人税収の現状と推移

わが国の法人税収(国税)は13.3兆円(2022年度予算)と、国の一般会計の税収総額(65.2兆円)の約20%を占める(図表6)。これは、消費税の同33%、所得税の同31%に次ぐ大きさであり、法人税は、消費税、所得税と並ぶ「基幹3税」の一つとされる。法人税は法人の所得に課税される。同じく法人の所得に課税される「法人事業税(所得割)」(地方税)と「特別法人事業税」(国税)(注15)、法人の所得か

(図表6) 国の一般会計税収の税目別推移

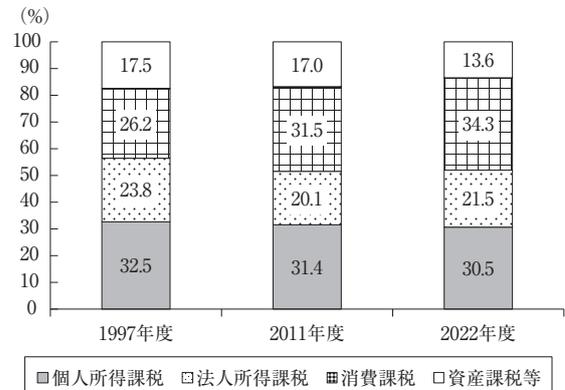


(資料) 財務省「一般会計税収の推移」
 (注) 2021年度以前は決算、2022年度は予算。

ら計算される法人税額に課税される「法人住民税(法人税割)」(地方税)と「地方法人税」(国税)(注16)を合わせた「法人所得課税」の税収をみても、国税と地方税を合わせた税収総額の2割強を占め(図表7)、個人所得課税、消費課税とともに一国の税収の根幹をなしている。

基幹3税収(国の一般会計)の推移をみると(再掲図表6)、2010年代には、景気回復を受けて所得税、法人税、消費税のいずれも増加している。ただし、景気の谷である2012年度以降2022年度までの10年間の増加率をみると、消費税の2.1倍、所得税の1.5倍に対し、法人税は1.4倍と他の2税に比べて増加ペースが鈍い。これは、2010年代に行われた一連の税制改正において、消費税が2度の税率の引き上げによって7兆円程度増税され、所得税がほぼ税収中立で見直されてきたのに対し、法人税については合計で1兆円程度(平年ベース)の減税が行われたためである(注17)。

(図表7) 税収の構成比(国税+地方税)



(資料) 財務省「所得・消費・資産等の税収構成比の推移(国税+地方税)」

(2) コロナ危機前までは世界的な潮流だった法人税率の引き下げ

基幹3税については、1990年代以降、それぞれ異なる政策課題を念頭に、異なる方向性による制度変更が行われてきた(再掲図表4)。まず、消費税については、わが国人口の高齢化などに伴って増加する

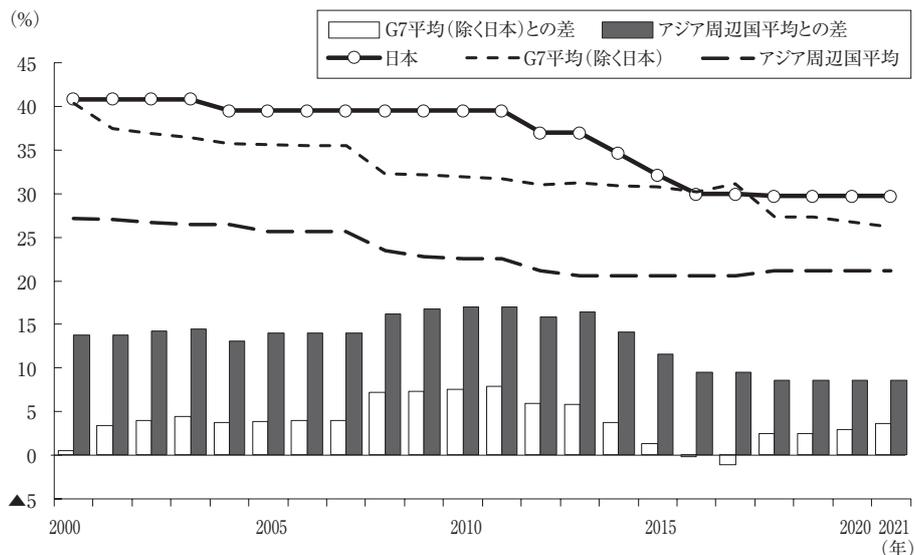
年金や医療・介護などの社会保障費の財源に充てるため、税率が1997年にそれまでの3%から5%に引き上げられ、さらに2014年の8%への引き上げを経て、2019年に現行の10%（注18）へと、1990年代以降一貫して引き上げられてきた。

また、所得税については、1990年代から2000年代にかけては、①それまでの過度な累進構造によって懸念されていた労働供給への悪影響の軽減や、②消費税増税に伴う景気下押しの回避を狙って、最高税率の引き下げや累進税率構造の簡素化、所得控除の見直しなどによって、「累進構造のフラット化」や「広く薄い課税」が進められるとともに税負担が軽減された。しかしながら、2010年代には、非正規雇用の増加などを背景に所得・資産格差の拡大や固定化が問題視されるなか、最高税率の引き上げなどによって高所得層を中心に累進度（税制による所得再分配機能）の回復が図られている。

これに対し、法人税については、1990年代以降一貫して税率が引き下げられてきた。法人税率の推移をみると（図表5再）、1998年と1999年にそれまでの37.5%から30%へと段階的に引き下げられ、さらに2012年に25.5%に、2015年から2018年にかけても段階的に現行の23.2%に引き下げられている。

このような長年にわたる法人税率の引き下げは、基本的には、①国内への内外企業の誘致や、②設備投資や研究開発などの後押しを通じた成長力の強化を狙って行われてきた。加えて、経済のグローバル化やデジタル化を受けて、国境を越えた資金移動や商取引が一段と容易となり、それらが活発に行われるようになるなか、わが国のみならず諸外国でも、多国籍企業などの立地や投資先として自国が少しでも有利になることを狙って、法人税率が引き下げられ続けてきたことも、わが国での法人税率引き下げの要因の一つとして指摘できる。諸外国の法人実効税率について、G7諸国の平均値（日本を除く）とアジア周辺国（中国、香港、韓国、シンガポール、タイ）の平均値の推移をみると（図表8）、2000年代以降ともに低下傾向にある。この期間のわが国の法人実効税率との差をみると、2000年代後半には、各国が法人税率を引き下げたために、わが国の法人実効税率はG7やアジア周辺国に比べて相対的に上昇した

（図表8）わが国と諸外国との法人実効税率の推移



（資料） OECD 「OECD Tax Statistics」
 （注1） アジア周辺国は、中国、香港、韓国、シンガポール、タイ。
 （注2） 日本の2012年、2013年には「復興特別法人税」が含まれる。

ものの、2010年代に入って、わが国が法人税率を引き下げたことで、その差は縮小している。このように、世界的な法人税率引き下げ競争のなか、わが国としても、法人税率を引き下げざるを得なかったという面もある。

(注15) 税収の全額が都道府県に配分される。

(注16) 税収の全額が地方交付税として地方に配分される。

(注17) 2010年代に行われた法人税率の引き下げの際には、同時に租税特別措置などに見直しによる課税ベースの拡大が図られたことでほぼ税収中立とされたが、これとは別に成長力強化の観点から、設備投資減税や研究開発投資減税などの政策減税が行われた。

(注18) 食料品などについては、軽減税率としてそれまでの8%の消費税率が据え置かれた。

3. 法人減税の功罪

(1) 投資増加による経済活性化

法人減税による経済活性化効果に関して、企業による設備投資や対内直接投資に対して一定の押し上げ効果があることは、これまで多くの研究で明らかにされている。例えば、内閣府の「短期日本経済マクロ計量モデル（2018年版）」をみると（注19）、「法人所得税を名目GDP 1%相当額だけ減税」する場合、「民間企業設備固定資本形成（実質）」は、1年目に2.66%、2年目に5.25%、3年目に5.09%押し上げられるとのシミュレーション分析結果が示されている。

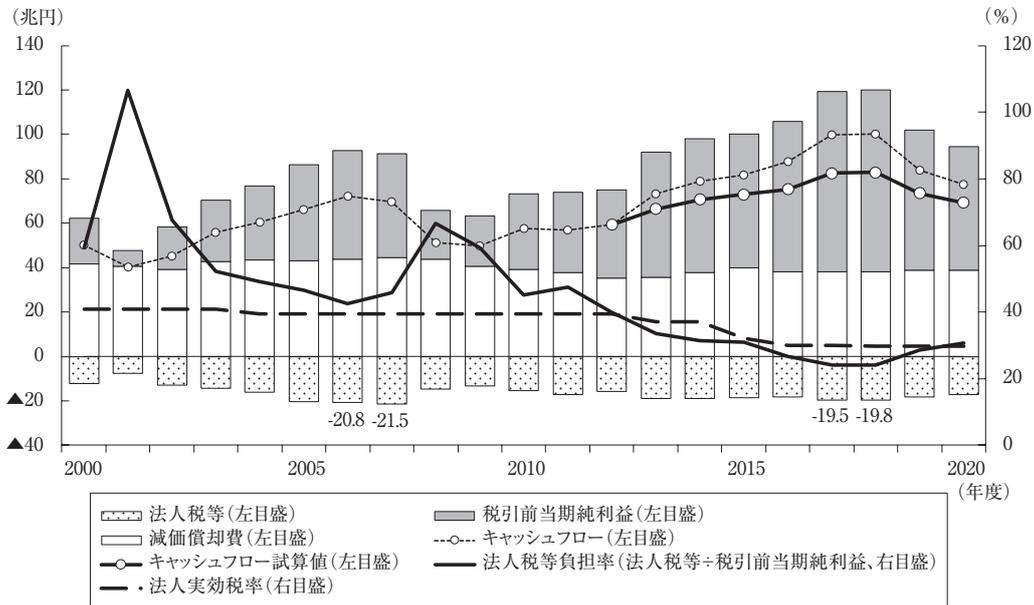
2000年代以降の設備投資額と対内直接投資額の推移をみると（図表9）、両者とも2010年代に増加傾向となっている。こうした動きは金融緩和など様々な要因が重なった結果であり、どの程度が法人減税による押し上げ効果かを正確に判別することは難しいものの、法人減税による押し上げ効果も一定程度あったと考えられる。例えば、設備投資に影響を与えるとされるキャッシュフローの内訳の推移をみると（図表10）、2010年代以降、税引前当期純利益が増加するもとで、それに比例して増加するとみられる法人税等（注20）の額は、税引前当期純利益の2010年代のピーク時（2017年度、2018年度の平均）で19.6兆円と、同利益の2000年代のピーク時（2006年度と2007年度の平均21.1兆円）を下回っている。「法人税等÷税引前当期純利益」で計算した「法人税等負担率」は、2010年代の法人実効税率の引き下げに合わせて低下していることから、法人実効税率が引き下げられたことで、法人税等によるキャッシュフローへの下押し圧力が弱まったことが示唆される。仮に、法人実効税率の引き下げが行われず、2013年度以降の法人税等負担率がそれ以前の平均（注21）で推移していたとすると、2013年度以降のキャッシュフローは実績よりも少なくなり、設備投資額は2013年度から2020年度までの累計で実績対比▲13%程度少なかったと推計される（注22）。

（図表9）対内直接投資額と設備投資額の推移



（資料）財務省「対外・対内直接投資」、「法人企業統計調査」
（注）設備投資は金融・保険業を除く全産業。

(図表10) キャッシュフローと法人税等負担率の推移 (金融・保険業を除く全産業)

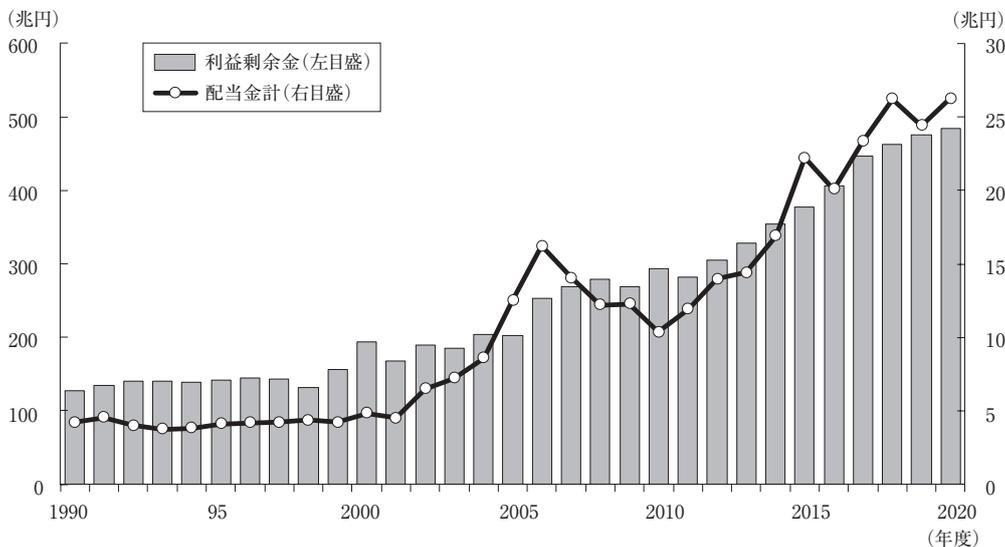


(資料) 財務省「法人企業統計調査」
 (注1) キャッシュフロー=税引前当期純利益+減価償却費-法人税等
 (注2) 法人税等=法人税、住民税および事業税+法人税等調整額
 (注3) キャッシュフロー試算値は、2013年度以降の負担率が2004年度から2012年度の平均(2008年度、2009年度を除く)で推移と仮定した場合。

(2) 企業貯蓄の増加

その一方で、法人減税の経済への影響として、企業貯蓄の増加も指摘されている。例えば、世界銀行の分析レポート(注23)では、近年世界的にみられる企業貯蓄の増加の要因を企業レベルのデータで分析し、2000年から2017年に各国で実施された法人税率の引き下げが企業貯蓄の増加のかなりの部分を説明できるとしている。実際、わが国企業の利益剰余金(内部留保)の推移をみると(図表11)、2000年代

(図表11) 利益剰余金と配当金の推移 (金融・保険業を除く全産業)



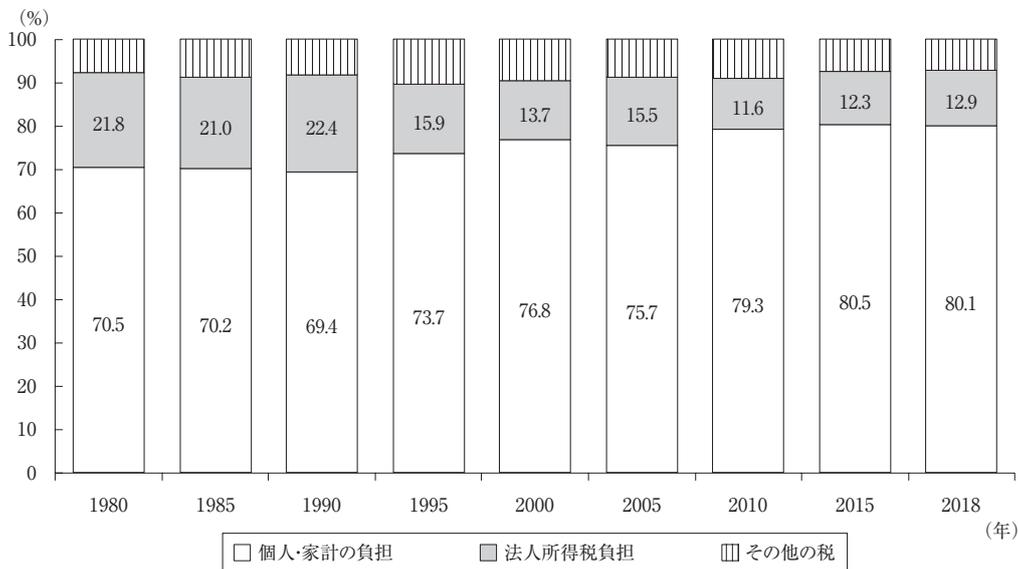
(資料) 財務省「法人企業統計調査」

以降増加傾向にある。さらに、配当金の推移をみると、これも2000年代以降増加傾向にあることから、法人減税分の一部が、設備投資や従業員の賃上げなどに使われず、企業の貯蓄に回るほか、株主に帰着している可能性は否定できない。このように、法人減税分が本来想定していた設備投資や賃金だけでなく、貯蓄や配当にも多く回った結果、期待したほどの経済活性化効果が得られなかった可能性がある。このことから近年、法人減税の経済活性化効果に対して懐疑的な見方がみられる（注24）。

(3) 企業負担から個人・家計負担へのシフト

世界的な法人税率の引き下げ競争の結果、世界的にみて、法人所得への課税が軽減され、個人の労働所得や消費への課税が重くなる傾向にあることが指摘されている（注25）。わが国においても、1990年代以降長年にわたって法人税率が引き下げられてきた一方で、社会保障費などの必要財源を消費税や社会保険料の引き上げによって確保してきた結果として、国民負担において法人所得税から個人・家計負担にシフトする動きがみられる。わが国の国民負担に占める法人所得税負担と個人・家計負担の割合をみると（図表12）、1980年代には、前者が約2割、後者が約7割であったが、2010年代には、前者が約1割、後者が約8割となっており、「法人所得税負担の低下、個人・家計負担の上昇」という国際的な潮流と同様の変化がみられる。

（図表12）わが国の国民負担に占める個人・家計の負担と法人所得税負担の割合の推移



（資料）OECD「Revenue Statistics」

（注）個人・家計の負担は、個人所得税、社会保険料、相続・贈与税、消費税、個別間接税の合計。その他の税は固定資産税、印紙収入等、その他の税（Other Taxes）の合計。

（注19）丸山雅章・鈴木晋・川本琢磨・前田知温・堀展子・山崎朋宏・堀雅博・岩本光一郎 [2018]. 「短期日本経済マクロ計量モデル（2018年版）の構造と乗数分析」、ESRI Research Note No.41、内閣府経済社会総合研究所、2018年9月。

（注20）「法人税、住民税及び事業税」「法人税等調整額」。

（注21）法人実効税率が39.54%だった2004年度から2012年度の平均。ただし、リーマンショックの影響が大きいとみられる2008年度と2009年度を除く。

(注22) キャッシュフローに対する設備投資の比率は不変として計算。

(注23) Atsushi Kawamoto, Kei Muraki [2020]. "Tax Competition: Is It a Source of the Corporate Savings Glut?", Policy Research Working Paper 9302, World Bank Group, 2020年6月。

(注24) 2013年以降の景気拡大期において、わが国企業が産出した付加価値の多くを預貯金として保蔵（キャッシュ保蔵）した要因については、安井 [2021a] を参照。また、安井 [2021b] では、こうしたキャッシュ保蔵が新型コロナ下での倒産件数の抑制に寄与していたことが指摘されており、企業貯蓄の増加が新型コロナ下のわが国経済にプラスに作用していた可能性が示唆される。

(注25) 諸富徹 [2020]. 『グローバル・タックス―国境を超える課税権力』岩波新書、2020年。

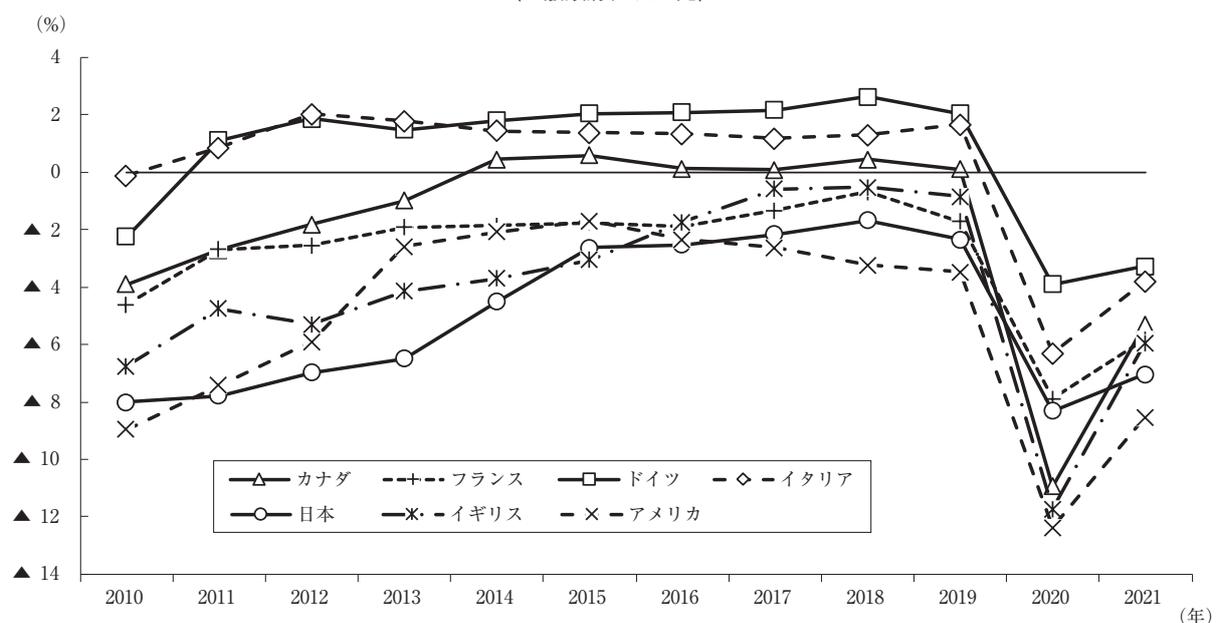
4. 法人所得課税を巡る環境の変化

これまで、諸外国が法人税率を引き下げ続けるなか、わが国の法人税率も段階的に引き下げられてきた。しかしながら、足元では、一部の国で法人税率を引き上げようとする動きが出始めており、世界的な法人税率引き下げ競争に歯止めがかかる兆しが見られる。実際、アメリカでは、バイデン政権のもとで法人税率の引き上げを模索する動きが見られる。また、イギリスでも、ジョンソン政権時の2021年3月に公表された2021年度（2021年4月～2022年3月）予算案で、法人税率を1974年以来約半世紀ぶりに引き上げ、現行の19%から25%（注26）に変更するとの税制改正案が示された。こうした変化の背景として、以下の点が指摘できる。

(1) 新型コロナ禍を受けた財政悪化

新型コロナ感染症の世界的な拡大によって、各国では、感染症対策や経済対策のための財政支出が拡大したことに加え、経済活動の低迷によって税収が減少したことから、財政が大幅に悪化している。G7諸国の基礎的財政収支（一般政府）の推移をみると（図表13）、各国とも基本的には2019年にかけて黒字で推移、もしくは赤字幅が縮小傾向で推移してきたが、2020年にはG7すべての国で急激かつ大きく赤字

(図表13) G7各国の基礎的財政収支の推移
(一般政府、GDP比)



(資料) IMF [World Economic Outlook Database]

幅が拡大している。こうしたなか、先述のような法人減税の経済効果に対する懐疑的な見方が出てきたこともあり、また、新型コロナ危機下では、全産業が軒並みマイナスのダメージを受けたわけではなく、デジタル関連等、企業が好調な業績を維持した分野も少なくなかったことから、財政を立て直す際の主要な財源の一つと目されている。

(2) 2021年10月に136カ国で法人所得課税の適正化を合意

経済のグローバル化やデジタル化によって国境を越えた資金の移動が容易になるなか、かねてより企業家などが会社の所在地を法人税率の低い国に移すことで、税負担を回避する行為が国際社会で問題視されてきた。この状態を放置すると、①法人税負担に代わって個人や家計の労働所得や消費への負担が重くなる、②国内に支店などの「恒久的施設」を置く企業と置かない企業との間で税負担の不公平が生じるといった弊害が懸念される。この問題に対応するため、国際協調によって法人所得への課税を適正化しようとする動きがみられる。2021年10月にはOECD加盟国を含む136カ国・地域間で、①法人税への最低税率の導入と、②自国内に支店などの「恒久的施設」を置かずに収益を上げている外国に所在する企業に課税できる仕組み（デジタル課税）の導入が合意された。現在、各国には、早期の導入に向けて国内法を速やかに整備することが求められている。

(注26) ただし、年間利益が5万ポンド（800万円、1ポンド=160円で計算）以下の企業は現行の19%に据え置かれ、同5万ポンド超25万ポンド（4,000万円、同）未満の企業の税率は通増、25万ポンド以上の企業に25%の税率が適用される。

5. 現在のわが国の法人所得課税が抱える問題点と見直しの方向性

冒頭でみたような今後予想される新たな財政需要や財政健全化のための財源の確保は、将来の財政運営上の重要課題であり、既存の歳出の見直しにとどまらず、税負担の増加も視野に入れた国民負担全体の見直しは避けられない。その際、近年の法人税を巡る国際環境の変化を踏まえると、従来に比べて、法人税も有力な財源の一つとして考慮することが容易になるとみられる。一方で、現在のわが国の法人税は、税負担の公平性の問題など様々な問題を抱えており、将来的に法人税負担を引き上げるか否かにかかわらず、以下のような取り組みを通じて、企業間での税負担の不公平などの解消を図る必要がある。

(1) 租税特別措置の整理・縮小

租税特別措置は、政府が一定の政策目的のために税負担を軽減する際に導入される（図表14）。2020年度の法人税の租税特別措置による法人税負担の軽減額は、同年度の決算ベースの法人税収11.2兆円に対して2.1兆円程度（注27）と試算され、本来の法人税収のうちの約2割がこの租税特別措置によって軽減されていることになる。

税は本来、経済全体の資源配分への影響を最小にとどめるために、公正・中立・簡素という原則に則って課されることが望ましい。租税特別措置は本来、この原則から外れるものであり、租税特別措置を導入することで経済社会に望ましい効果をもたらされる場合に限り正当化される、という筋合いのものである。そのため租税特別措置のなかには、短期間で集中的に取り組み、税収の減少による財政への負担

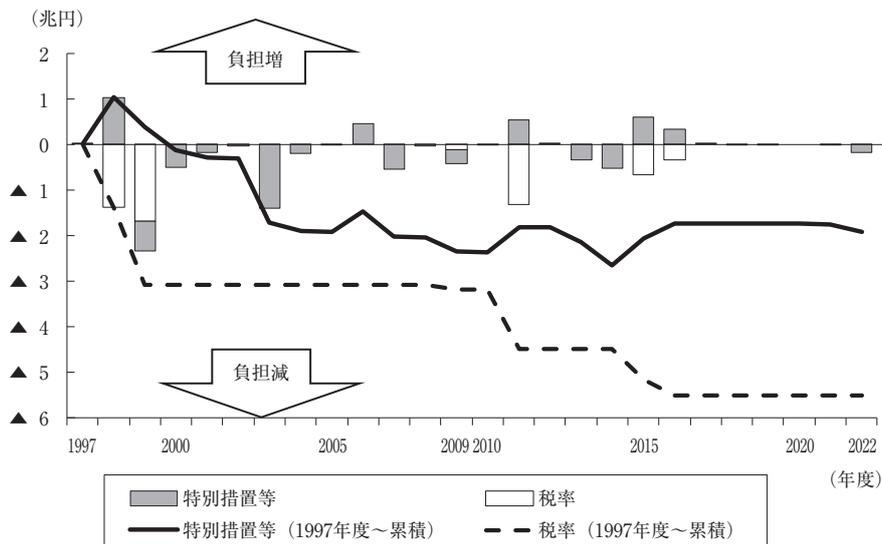
(図表14) 法人税の租税特別措置 (2020年度)

措置	適用期限	適用件数	適用額(億円)	措置	適用期限	適用件数	適用額(億円)
法人税率の特例		992,354	39,525	準備金等		3,806	6,708
中小企業軽減税率	2023.3.31	992,154	39,175	海外投資等損失準備金	2024.3.31	2	13
特定の医療法人の法人税率の特例	2023.3.31	200	350	金属鉱業等鉱害防止準備金	廃止(20改正)	6	0
税額控除		145,976	7,128	特定災害防止準備金	廃止(22改正)	198	30
研究開発減税	なし※1	9,230	5,053	原子力発電施設解体準備金	なし	10	780
試験研究費の総額		3,504	4,737	特定原子力施設等除去準備金	2023.3.31	1	1,689
中小企業技術基盤強化税制		5,164	208	保険会社等の異常危険準備金	なし	51	2,051
特別試験研究費		562	108	原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金	なし	13	1,490
高度省エネルギー増進設備等取得した場合の法人税額の特例控除	廃止(21改正)	8	0	関西国際空港用地整備準備金	なし	1	131
中小企業投資促進税制	2023.3.31	26,166	163	中部国際空港整備準備金	なし	0	0
沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等取得した場合の法人税額の特例控除	2025.3.31	1	0	特定船舶に係る特別修繕準備金	なし	501	67
沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等取得した場合の法人税額の特例控除	2025.3.31	19	6	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特例控除	2025.3.31	27	236
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等取得した場合の法人税額の特例控除	2025.3.31	25	1	農業経営基盤強化準備金	2023.3.31	2,996	220
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等取得した場合の法人税額の特例控除	2025.3.31	36	2	土地税制		3,990	10,640
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等取得した場合の法人税額の特例控除	2025.3.31	3	0	取用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	なし	315	1,890
沖縄の特定地域において工業用機械等取得した場合の法人税額の特例控除	2025.3.31	34	6	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	なし	161	2,409
国家戦略特別区域において機械等取得した場合の法人税額の特例控除	2024.3.31	0	0	取用換地等の場合の所得の特例控除	なし	2,211	343
国際戦略総合特別区域において機械等取得した場合の法人税額の特例控除	2024.3.31	6	2	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特例控除	なし	39	2
地域未来投資促進税制	2023.3.31	185	83	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特例控除	なし※4	62	5
地方拠点強化税制(特定建物等)	2024.3.31※2	27	7	農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特例控除	なし	13	0
地方拠点強化税制(雇用)	2024.3.31※2	10	0	特定の長期所有土地等の所得の特例控除	2010.12.31※5	40	2
地方創生応援税制	2025.3.31	372	4	特定の資産の買換えの場合等の課税の特例	2025.3.31※6	1,116	5,924
特定中小企業者等が経営改善設備取得した場合の法人税額の特例控除	廃止(21改正)	3,097	11	特定の交換分合により土地等取得した場合の課税の特例	なし	0	0
中小企業経営強化税制	2023.3.31	7,337	96	特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例	なし	0	0
給与等の引上げ及び設備投資等	2023.3.31	99,355	1,650	平成二十一年及び平成二十二年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例	2010.12.31※5	33	65
認定特定高度情報通信技術活用設備取得した場合の法人税額の特例控除	2025.3.31	3	1	その他の特別措置		901,947	29,534
革新的情報産業活用設備取得した場合の法人税額の特例控除	廃止(20改正)	62	42	新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特例控除	なし	10	48
特別償却		42,685	8,134	対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例	なし※7	4	120
高度省エネルギー増進設備等取得した場合の法人税額の特例控除	廃止(21改正)	12	14	沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の課税の特例	2025.3.31※8	1	0
中小企業投資促進税制	2023.3.31	22,894	1,999	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の課税の特例	2025.3.31※8	1	1
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等取得した場合の特別償却	2025.3.31	6	2	沖縄の経済金融活性化特別地区における認定法人の課税の特例	2025.3.31※8	2	0
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等取得した場合の特別償却	2025.3.31	3	0	国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例	2024.3.31※9	0	0
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等取得した場合の特別償却	2025.3.31	1	1	農用地等取得した場合の課税の特例	なし	2,119	171
国家戦略特別区域において機械等取得した場合の特別償却	2024.3.31	0	0	技術研究組合の所得の計算の特例	2024.3.31	12	14
国際戦略総合特別区域において機械等取得した場合の特別償却	2024.3.31	0	0	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	なし	230,962	2,780
地域未来投資促進税制	2023.3.31	151	241	認定特定非営利活動法人のみなし寄附金の損金算入の特例	なし	95	3
地方拠点強化税制(特定建物等)	2024.3.31※2	7	5	認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の損金算入の特例	なし	17,933	104
特定中小企業者等が経営改善設備取得した場合の法人税額の特例控除	廃止(21改正)	602	49	特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例	2024.3.31	53	56
中小企業経営強化税制	2023.3.31	15,742	4,742	社会保険診療報酬の所得の計算の特例	なし	61	4
認定特定高度情報通信技術活用設備取得した場合の法人税額の特例控除	2025.3.31	1	0	農地所有適格法人の内用牛の売却に係る所得の課税の特例	2024.3.31	1,893	321
革新的情報産業活用設備取得した場合の法人税額の特例控除	廃止(20改正)	5	38	転廃業助成金等に係る課税の特例	なし	1	0
再生可能エネルギー発電設備等の特別償却	廃止(21改正)	3	3	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	2024.3.31	643,069	3,607
船舶の特別償却	2023.3.31	49	488	特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例	なし	5,011	7,734
港湾隣接地域における技術基準適合施設の特別償却(耐震基準適合建物等の特別償却)	廃止(20改正)	0	0	保険会社の受取配当等の益金不算入の特例	なし	48	1,538
被災代替資産等の特別償却	なし	21	1	特定目的会社に係る課税の特例	なし	465	6,274
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	2023.3.31	1	0	投資法人に係る課税の特例	なし※10	207	6,759
特定事業継続強化設備等の特別償却	2023.3.31※3	26	1	特定目的信託に係る受託法人の課税の特例	なし	0	0
共同利用施設の特別償却	2023.3.31	0	0	特定投資信託に係る受託法人の課税の特例	なし	0	0
情報流通円滑化設備の特別償却	廃止(20改正)	0	0	(資料) 財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(令和4年1月国会提出)」			
特定地域における工業用機械等の特別償却	2023.3.31	135	20	(注1) 適用額の欄の数字は次の通り。			
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	2025.3.31	2	0	①法人税額の特例: 対象となる所得金額 ②税額控除: 税額控除額 ③特別償却、準備金、土地税制、その他の特別措置: 所得金額の減少額			
医療用機器等の特別償却	2023.3.31	451	18	(注2) ※1: 一部2023.3.31 ※2: 計画の認定期限 ※3: 計画の認定期限 ※4: 一部2023.12.31 ※5: 土地等の取得期限 ※6: これ以前にも一部廃止 ※7: 計画の認定期限2020.3.31 ※8: 法人の認定期限 ※9: 法人の認定期限 ※10: 特例特定資産の取得期限2023.3.31			
障害者を雇う場合の特定機械装置の割増償却	廃止(22改正)	19	0				
事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却	2023.3.31※3	3	0				
特定都市再生建築物の割増償却	2023.3.31	9	37				
企業主導型保育施設用資産の割増償却	廃止(20改正)	42	0				
倉庫用建物等の割増償却	2024.3.31	18	2				
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	なし	2,339	434				
準備金方式による特別償却(特別償却準備金積立不足額)	なし	143	36				

を長引かせないように、適用期限を設けて導入するケースが多くみられる。しかしながら、この適用期限については、期限到来時に制度を修正する場合としない場合があるとはいえ、実際には延長されるケースが多い。

こうしたなか、近年、法人税率を引き下げの際、法人税収の減少を抑えるために、法人税を広く薄く課税することが目指され、租税特別措置の縮小を通じて課税ベースの拡大が図られてきた。しかしながら、1998年の法人税率引き下げ以降に行われてきた法人税制の見直しによる増減収額をみると、2000年代に行われた租税特別措置等の拡大による法人税負担軽減の規模が、2010年代以降も維持されているのが実状である（図表15）。租税特別措置のなかには適用期限のないものや延長を繰り返しているものが多い。公正・中立・簡素という租税の原則を踏まえれば租税特別措置を全体として縮小することが望ましく、個々の措置の意義や政策効果を再検討し、効果の高い優遇措置を手厚くするといったメリハリが求められる。

（図表15）法人税率の引き下げ及び特別措置等の見直しによる増減税額



（資料）財務省「財政金融統計月報722号」「税制改正（内国税関係）による増減収見込額」各年度版
 （注）2012年度までは「財政金融統計月報」の数字、2013年度以降は各年度の「税制改正（内国税関係）による増減収見込額」の平年度の数字を使用。

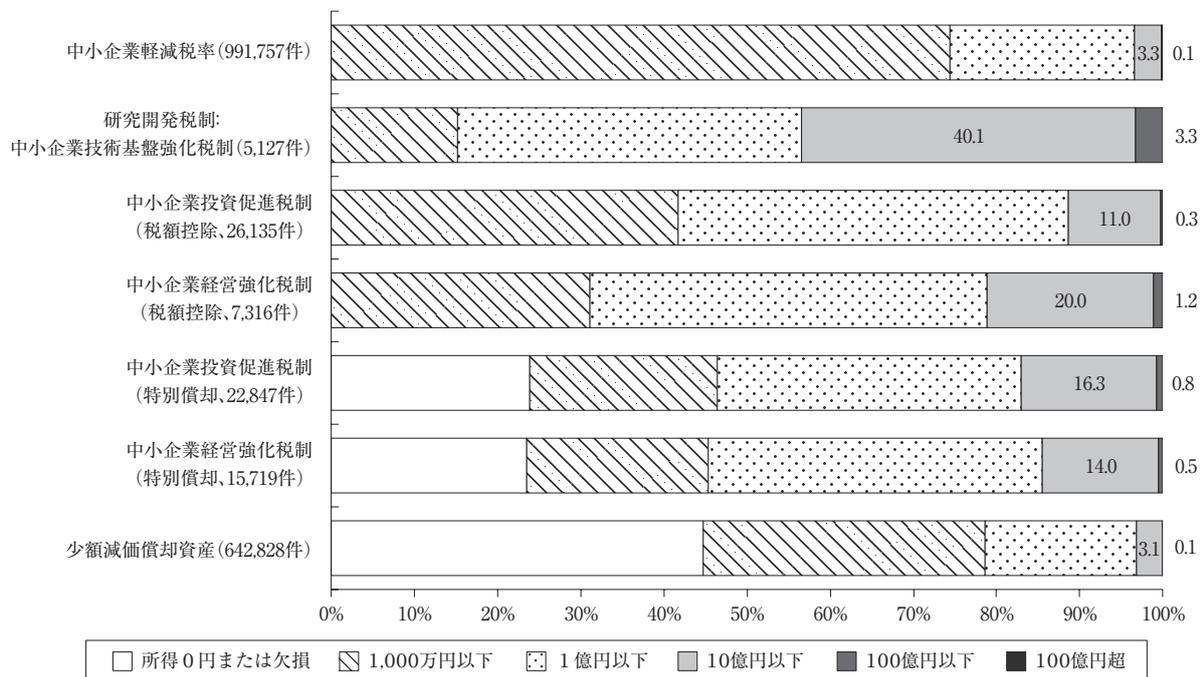
（2）中小企業向け優遇措置の対象の見直し

法人税では、「資本金1億円以下」の中小法人（中小企業）に対して、法人税負担が軽減されるような様々な優遇措置が設けられている。例えば、①基本税率が23.2%のところ、中小企業には所得800万円以下の部分について軽減税率の15%が適用される（注28）、②欠損金繰越控除で、大企業の損金算入限度額が所得金額の50%までであるのに対し、中小企業は所得金額の100%まで損金算入できる、③租税特別措置には、「中小企業投資促進税制」など中小企業を対象を絞った措置が多く存在する、などである。

本来公平に課されるべき税負担において中小企業を優遇する理由として、①規模の経済が働かない、②低い知名度や低賃金のために人材が集まりにくい、③資産が少ないことや業績を見通し難いことなどから資金調達コストが高くなりがちといったことから、事業を行ううえで大企業に比べて不利になる傾

向にあるといった事情が指摘されている。しかしながら、実際には、中小企業向けの租税特別措置が、大企業並みの所得を得ている中小企業にも適用されているケースがみられ、適用対象の選別方法の適切さに疑問が生じる。中小企業向けの租税特別措置の所得階層別の適用件数をみると（図表16）、所得金額1億円超の企業による適用が多くみられる。他方、総務省資料「令和2年度道府県税の課税状況等に関する調」をみると、資本金1億円ちょうどの企業の1社当たり所得金額は2.6億円程度と計算されることから（注29）、上記の適用企業の多くが大企業並みの所得を計上しているとみられる。

（図表16）中小企業向け租税特別措置の適用件数の所得階層別割合



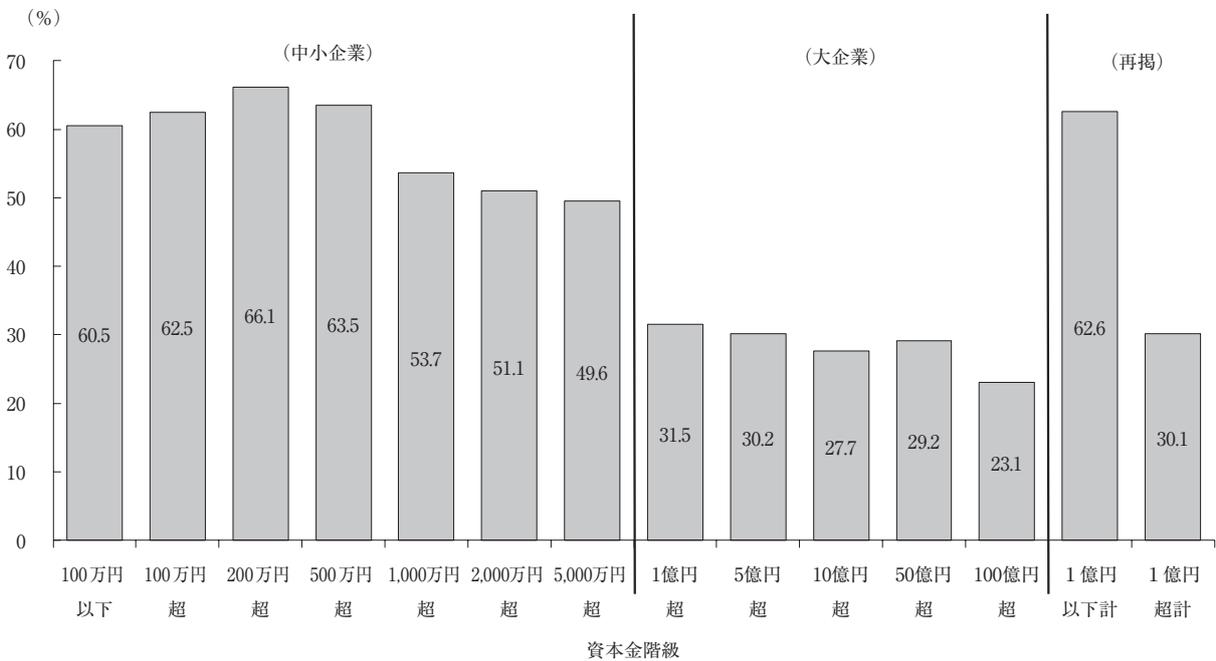
（資料）財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（令和4年1月国会提出）」

中小企業向けの税制優遇措置が、本来、財務基盤や経営基盤が脆弱な企業の企業活動を支援する措置であることを踏まえると、所得の低い企業を対象にすることが、措置の趣旨に沿った姿と考えられる。実際、海外では、税制の優遇措置の対象を売上高や所得額を基準に選別するケースが多い。そもそも法人税が応能課税とされ、現行の法人税制において企業の担税力を測る指標として所得額を課税ベースにしている点を踏まえると、税制優遇措置の対象となる企業の選別にあたっては、現行のように資本金を基準にするよりも、むしろ所得額を基準にするほうが課税ベースと整合的であり、担税力に見合う公平な税負担になると考えられる（注30）。ちなみに、軽減税率と中小企業向けの租税特別措置の対象を、資本金1億円以下ではなく、所得金額2.6億円以下の企業に変更すると、600億円程度の増収になると試算される（注31）。

(3) 繰越欠損金制度の見直し

企業間での公平な法人税負担や法人税収確保の観点から、かねてより、中小企業における欠損法人の割合の縮小が課題の一つとされてきた。資本金規模別の欠損法人の割合をみると、資本金1億円超の大企業が30.1%であるのに対し、同1億円以下の中小企業は62.6%と、大半が欠損法人であり法人税を負担していない(図表17)。欠損金については、大企業、中小企業ともに、将来にわたって10年間繰り越せるが、毎年の損金算入できる金額については、大企業が所得金額の50%までを限度とするのに対し、中小企業は所得金額の100%まで損金算入することができる。このように中小企業に有利な繰越欠損金制度が、大企業と中小企業における欠損法人の割合の違いの主因とみられる。

(図表17) 資本金階級別、欠損法人の割合 (2020年)



(資料) 国税庁「令和2年度分会社標本調査結果」

繰越欠損金制度について諸外国の事例をみると(図表18)、①繰越期間と控除金額ともに制限しない国、②繰越期間か控除金額のどちらかを制限する国、③繰越期間と控除期間ともに制限する国、と様々な制度設計があるなか、わが国のように中小企業を大企業に比べて優遇している国は限られる。例えば、ドイツ連邦財務省の「主要税目の国際比較」(注32)によれば、EU加盟国など33カ国のうち、ほとんどが欠損金の繰越控除制度を導入しているなか、中小企業に対する優遇措置があるのは、わが国とリトアニア、スロバキアだけである。ただし、ドイツ、フランス、イギリスなど一部の国では、所得金額に応じて控除できる金額に制限が設けられており、こうすることで、事実上、中小企業が優遇される仕組みになっていると考えられる。わが国でも、先述のように、大企業並みの所得の中小企業を優遇している可能性などを勘案すると、資本金額によって優遇対象となる企業を選抜する方法から、企業規模に関係なく、所得額に応じた損金算入金額の制限に変更することも、税負担の公平性を高めるうえで検討に値しよう。

(図表18) 諸外国における欠損金の繰越控除制度の事例

国	期間	金額	国	期間	金額
ベルギー	無制限	無制限	ポーランド	5年	欠損金の50%まで（同じ原因による損失の場合、5年間のうち1年だけ最大500PLN控除）
ブルガリア	5年	無制限	ポルトガル	5年	所得の70%まで (COVID-19対策：2020年以前に発生した損失は2020年と2021年に期間の制限を停止。2020年と2021年に発生した損失は12年間繰り越せ、所得の80%まで控除。)
デンマーク	無制限	年間876.75万DKKまで：全額控除 〃 超：所得の60%まで	ルーマニア	7年	無制限
ドイツ	無制限	年間100万€まで：全額控除 〃 超：所得の60%まで	スウェーデン	無制限	無制限
エストニア	—	—	スロバキア	5年	所得の50%まで。零細企業は全額。
フィンランド	10年	無制限（同じ種類の所得間）	スロベニア	無制限	所得の63%まで
フランス	無制限	年間100万€まで：全額控除 〃 超：所得の50%まで	スペイン	無制限	年間100万€まで：全額控除 2000万€まで：70%まで 6000万€まで：50%まで 6000万€超：25%まで
ギリシャ	5年	無制限	チェコ	5年	無制限
アイルランド	無制限	無制限（同じ種類の所得間）	ハンガリー	5年	所得の50%まで
イタリア	無制限	所得の80%まで (新規事業の最初3年間の損失を除く)	イギリス	無制限	年間500万ポンドまで：全額控除 同 超：50%まで
クロアチア	5年	無制限	キプロス	5年	無制限
ラトビア	5年	無制限（2017年12月31日までに発生した損失について損失額の15%。年間税額の50%まで）	日本	10年	中小企業：無制限 大企業：所得の50%まで (COVID-19対策：特定の投資を行う企業に対し、2020年度に発生した損失を投資額を上限に最大で所得の100%まで、最長5年間控除)
リトアニア	無制限	所得の70%まで (5%軽減税率の対象となる中小企業は全額)	カナダ	20年	無制限
ルクセンブルグ	17年	無制限	ノルウェー	無制限	無制限
マルタ	無制限	無制限	スイス	7年	無制限
オランダ	6年	無制限	アメリカ	無制限	所得の80%まで
オーストリア	無制限	所得の75%まで			

(資料) ドイツ連邦財務省 (Bundesministerium der Finanzen) “主要税目の国際比較 (Die wichtigsten Steuern im internationalen Vergleich) 2021”2022年7月

(4) 地方法人課税の縮小

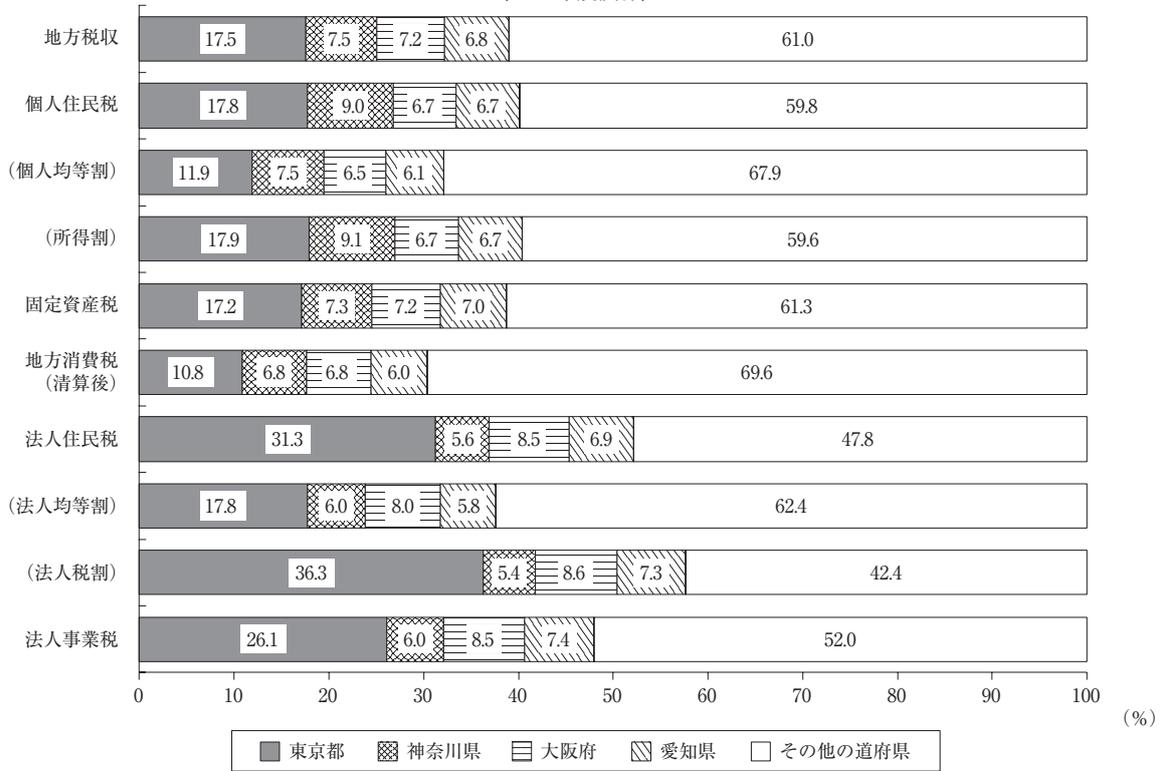
地方法人課税については、以下のような問題点が指摘されている。

第1は、税収の地域間偏在や景気による変動の大きさである。例えば、税収の偏在について、地方税収の何割が大都市圏（東京都、神奈川県、愛知県、大阪府）に集中しているかをみると（図表19）、法人住民税が52.2%、法人事業税が48.0%と、個人住民税や固定資産税の割合を上回っている。このような地方法人課税の税収の大都市圏への偏在は、地方税収全体の偏在を助長し、結果として、行政サービスの地域間格差をもたらしている（注33）。

第2は、住民の直接の負担にならない点である。地方法人課税は、選挙権を持つ住民が支払う個人住民税などとは異なり、選挙権を持たない法人が支払う。このため、地方法人課税からの税収が大きいほど、住民から見ると、自身が受ける行政サービスからの受益と税負担の関係があいまいとなり、結果として、地方自治体の歳出へのチェックが甘くなるなど財政規律が緩み（注34）、歳出規模が膨らむことが懸念される（注35）。

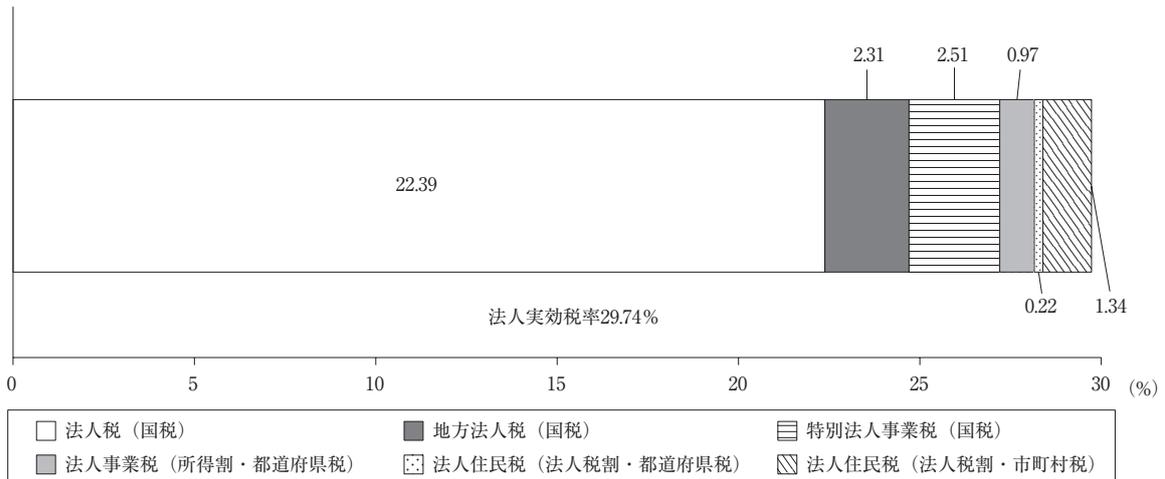
第3は、法人実効税率を押し上げる点である。現状、法人実効税率29.74%のうち約4分の1に相当する7.35%分が（注36）、地方財源に係る実効税率となっている（図表20）。このことが、これまでの世界的

(図表19) 主要地方税収の地域別構成比
(2020年度決算)



(資料) 総務省「地方財政統計年報」、「地方財政状況調査個別データ」
(注) 標準税率分。個人住民税と法人住民税は都道府県税と市町村税の合計。

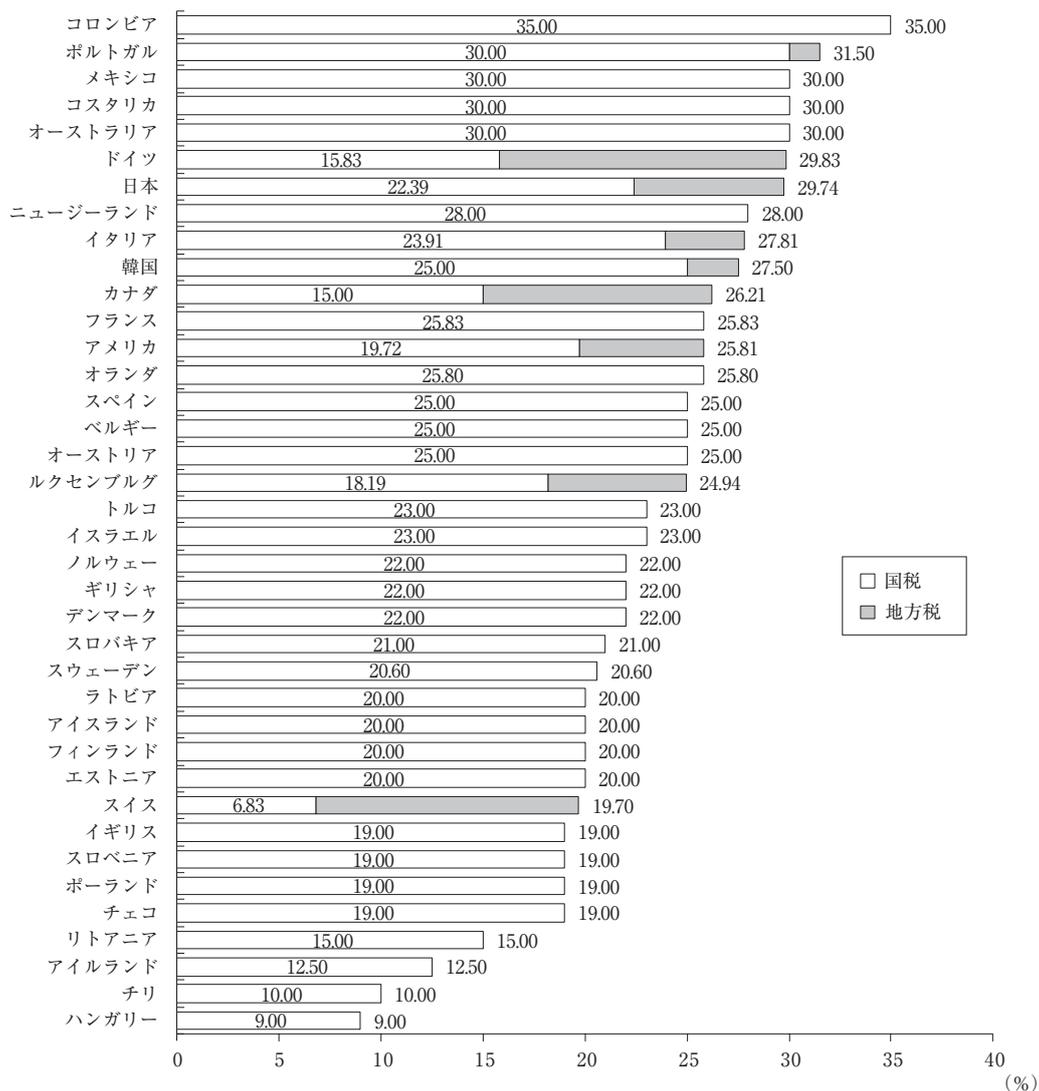
(図表20) 法人実効税率の内訳



(資料) 総務省地方財政審議会資料「都道府県税関係 (平成31年4月9日)」より日本総合研究所作成
(注1) 法人事業税の外形対象法人のケース。標準税率を前提。
(注2) 実効税率 = {法人税率 × (1 + 地方法人税率 + 法人住民税率) + 事業税率 + 事業税の標準税率 × 特別法人事業税率} ÷ {1 + 事業税率 + 事業税の標準税率 × 特別法人事業税率}

な法人税率引き下げ競争のもと、国際的にみて遜色のない水準への法人実効税率の機動的な変更（引き下げ）に影響を及ぼしてきた面は否めない。OECD各国の法人実効税率（法人所得に係る税率）における国税と地方税の内訳をみると（図表21）、地方税に法人所得課税があるのは、わが国を含む9カ国に過ぎない。そのうちアメリカ、カナダ、ドイツ、スイスの4カ国は連邦国家であることから、中央集権国家でありながら地方税で法人所得課税を課しているわが国のケースは珍しいといえよう。

（図表21）法人実効税率の内訳の国際比較



（資料）OECD「OECD Tax Statistics」

このような地方法人課税の問題への対応として、地方法人課税の縮小が考えられる。この点、近年、地方税収の偏在や景気による変動を是正する観点から、①法人住民税の法人税割の一部を地方法人税（国税）に変更し、②法人事業税の一部を特別法人事業税（国税）に変更することで、地方自治体が徴収していた地方法人課税の一部の国税化が図られている。しかしながら、国税となった税収の全額が地方交

付税や譲与税といった住民が直接負担しない財源で地方自治体に配分されていることから、国税化によって地方税収の偏在は縮小されるものの、地方行政サービスからの受益と負担の関係や、法人実効税率の機動的な変更の余地が改善されているとは考え難い。

求められる地方法人課税の縮小の在り方は、法人住民税の均等割や法人事業税の外形課税を企業の応益負担として引き続き地方税とする一方で（注37）、法人住民税の法人税割や法人事業税の所得割については、国税の法人税に変更し、その代替財源として、住民が直接負担する個人住民税などを引き上げることである（注38）。こうすることで、税収の地域間偏在や景気による変動の縮小に加えて、地方行政サービスにおける受益と負担の関係の改善が期待され、さらに、法人所得課税が国税の法人税に統合されることで、法人実効税率の変更の機動性が高まるとのメリットが考えられる。法人税については、実効税率が国際競争に晒されていることから、税率を引き上げる場合には、他国の動向を踏まえるなど細心の注意を払う必要がある。それだけに、法人所得課税を国税に集中させ、税率変更の機動性を高めることは極めて重要と考えられる。

(5) 法人税を含む基幹税全体を幅広く見直す必要性

冒頭で見た通り、今後は、高齢者や子育て層を中心とする社会保障分野のほか、特定の個人や企業・産業の枠を超えて国内に居住・所在するすべての経済主体に受益が及ぶ安全保障分野など、新たな財政需要や財政健全化のための財源の確保が大きな課題となる。その際、国民負担について、必要財源を税・社会保険料でどう賄うかを考えるなかで、応益負担と応能負担のバランスを取ることや、再分配機能の維持強化を念頭に経済主体間での負担の配分に目配りすることが求められる。それには、消費税など特定の税目に偏ることなく、基幹3税を中心に税制全体を幅広く見直すことが不可欠であり、長年にわたって税率が引き下げられてきた法人税についても、有力な財源の一つとして、負担増を含めた検討が避けられないとみられる。それだけに、現在のわが国の法人所得課税が抱える様々な問題を是正し、企業間での税負担の不公平の解消などに早急に取り組む必要がある。

(注27) 所得金額が減額されるものについては、所得金額の減少額に基本税率を乗じて減収額を計算。課税の繰り延べなど課税のタイミングを遅らせるものを含む。

(注28) 軽減税率は本則では19%であるが、租税特別措置により期限付きで15%に引き下げられ、期限の延期が繰り返されている。

(注29) 「法人事業税に関する調」のうち「資本金及び所得階層別に関する調（法第72条の2第1項第1号口に掲げる法人分）【23表】」をみると、法人事業税の所得割のみが適用される中小法人のうち、資本金1億円ちょうどの法人数は13,086、所得金額は合計で3兆3,628億円となっている。

(注30) 大企業並みの所得を得ている中小企業を、中小企業向けの租税特別措置の対象から外すために、「適用除外事業者」が定義され、2019年度から導入されている。これにより、資本金1億円以下の中小企業であっても、直近3年間の所得金額が年平均で15億円を超える場合には、法人税率の特例や中小企業投資促進税制などの優遇措置は適用されない。しかしながら、資本金1億円ちょうどの企業の1社当たり所得金額が2.6億円程度である点を踏まえると、選別基準となる直近3年間の平均所得が15億円では、税負担の公平は崩れたままといえる。

(注31) 大企業並み所得の中小企業が対象から外れることによる増収800億円程度と中小企業並みの所得の大企業が対象となることによる減収200億円程度。

(注32) ドイツ連邦財務省（Bundesministerium der Finanzen）“主要税目の国際比較（Die wichtigsten Steuern im internationalen Vergleich）2021” 2022年7月。

(注33) 例えば、新型コロナウイルス感染症対策として地方自治体を実施した休業要請や時短要請への「協力金」の額が、地方自治体によって大きく異なっていたことは記憶に新しい。

-
- (注34) 受益と負担の関係があいまいになることで財政規律が緩む可能性については、歳入面では、超過課税の実施状況にみてとれる。2021年4月1日現在時点で、全国の1,718市町村のうち、個人住民税で超過課税を実施している市町村は、個人均等割で2団体（神奈川県横浜市、兵庫県神戸市）、所得割で1団体（兵庫県豊岡市）にとどまるのに対し、法人住民税で超過課税を実施している市町村は、法人均等割で390団体、法人税割で1,013団体に上る（総務省「超過課税の状況」）。
- (注35) 拙稿 [2020a]. 「地方税収の将来像と地方税源の在り方――極集中時代の国税・地方税改革の方向性の提言―」（JRIレビュー 2020 Vol.4, No.73、日本総合研究所、2020年4月）では、市町村の税収に占める法人住民税の割合が大きいほど、歳出が膨張する傾向にあることを分析している。
- (注36) 地方税（法人住民税法人税割、法人事業税所得割）と、税収の全額が地方に配分される国税（地方法人税、特別法人事業税）の合計。
- (注37) その際、現在の法人事業税で所得割だけが課されている中小企業などに、応益負担として外形課税を導入することも検討に値しよう。
- (注38) 同時に、個人住民税などの負担の増加分と同じだけ、国税の側で、給与所得や事業所得などに係る所得税を減税すれば、国税・地方税トータルでの個人の税負担は基本的に変わらない。拙稿 [2020a]. 「地方税収の将来像と地方税源の在り方――極集中時代の国税・地方税改革の方向性の提言―」（JRIレビュー 2020 Vol.4, No.73、日本総合研究所、2020年4月）を参照されたい。

(2022.10.3)

参考文献

- ・伊田賢司 [2016]. 「中小企業をめぐる税制の現状と課題」『立法と調査』No.381、参議院事務局企画調整室、2016年10月
- ・稲葉知恵子 [2018]. 「欠損金に係る課税問題」『経営経理研究』第111号、拓殖大学、2018年2月
- ・岡野光洋 [2012]. 「法人課税と資本コスト・設備投資」APIR Discussion Paper Series No.27、アジア太平洋研究所、2012年7月
- ・江口枝里子 [2022]. 「欧米主要国における近年の税制改革の動向」財政金融統計月報 第830号 租税特集」財務省、2022年6月
- ・加藤久和 [2008]. 「法人税減税とマクロ経済への影響」政経論叢 第76巻第5・6号、明治大学、2008年3月
- ・佐藤英明 [2010]. 「わが国における『中小企業税制』の意義と展望」『中小企業税制の展開 租税法研究第38号』租税法学会、有斐閣、2010年6月
- ・立岡健二郎 [2014]. 「租税特別措置の実態と分析―法人税関連租特による減収額は国・地方で最大1.2兆円―」JRIレビュー 2014 Vol.4, No.14、日本総合研究所、2014年3月
- ・内閣府 [2022a]. 『令和4年版 少子化社会対策白書』2022年6月
- ・内閣府 [2022b]. 「経済財政運営と改革の基本方針2022」2022年6月
- ・内閣府 [2022c]. 「中長期の経済財政に関する試算」（令和4年7月29日経済財政諮問会議提出）2022年7月
- ・日本税理士会連合会 [2012]. 「法人税における課税ベースのあり方について―平成24年度諮問に対する答申―」日本税理士会連合会税制審議会、2012年4月
- ・蜂屋勝弘 [2020a]. 「地方税収の将来像と地方税源の在り方――極集中時代の国税・地方税改革の方向性の提言―」JRIレビュー 2020 Vol.4, No.73、日本総合研究所、2020年4月
- ・蜂屋勝弘 [2020b]. 「中小企業優遇税制の意義と検討課題―求められる選別基準の再考」JRIレビュー

2020 Vol.12, No.84、日本総合研究所、2020年10月

- ・ 蜂屋勝弘 [2021].「カーボン・プライシングをどう導入するか－家計等への影響分析と導入に向けた課題」JRIレビュー 2021 Vol.9, No.93、日本総合研究所、2021年8月
- ・ 蜂屋勝弘 [2022].「わが国の国民負担の現状と取り組み課題」JRIレビュー 2022 Vol.4, No.98、日本総合研究所、2022年4月
- ・ 細野薫・布袋正樹・宮川大介 [2015].「研究開発税額控除は研究開発投資を促進するか?－資本コストと内部資金を通じた効果の検証－」RIETI Discussion Paper Series 15-J-030、経済産業研究所、2015年6月
- ・ 丸山雅章・鈴木晋・川本琢磨・前田知温・堀展子・山崎朋宏・堀雅博・岩本光一郎 [2018].「短期日本経済マクロ計量モデル（2018年版）の構造と乗数分析」ESRI Research Note No.41、内閣府経済社会総合研究所、2018年9月
- ・ 諸富徹 [2020].『グローバル・タックス－国境を超える課税権力』岩波新書、2020年
- ・ 安井洋輔 [2021a].「わが国企業のキャッシュ保蔵行動に関する一考察－生産性向上に向け、創造型R&D投資・ソフトウェア投資の拡大を」JRIレビュー 2021 Vol.5, No.89、日本総合研究所、2021年3月
- ・ 安井洋輔 [2021b].「コロナ危機下なぜ企業倒産は増えないのか－政府支援策とキャッシュ積み上げで4,000件抑制」リサーチ・フォーカス No.2020-047、日本総合研究所、2021年3月
- ・ Atsushi Kawamoto, Kei Muraki [2020]. “Tax Competition: Is It a Source of the Corporate Savings Glut?”, Policy Research Working Paper 9302, World Bank Group、2020年6月